

令和 7 年度京都市北部資源リサイクルセンター
クレーン及びクレーン用油圧バケット設備
点検整備委託

委託仕様書

令和 7 年 6 月

京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課

一 目 次

第 1 一般事項

1 委託業務等名	10 業務管理
2 履行場所	11 安全管理
3 履行期間	12 材料の規格
4 用語の定義	13 提出書類
5 業務の概要	14 履行確認等
6 関係法令等の遵守	15 支払い条件
7 費用の負担	16 秘密の保持
8 支給品等	17 疑義等
9 現場代理人及び安全管理者	

第 2 点検整備委託内容

- 1 受入・供給設備
- 2 発生材処分

第 3 機器仕様一覧

参考資料

様式 1 ～ 7

委 託 仕 様 書

環境政策局適正処理施設部施設整備課
(担当 正分、石田 電話 075-222-3972)

第 1 一般事項

1 委託業務等名

令和 7 年度京都市北部資源リサイクルセンタークレーン及びクレーン用油圧バケット設備点検整備委託

2 履行場所

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 2 7 番地
京都市北部資源リサイクルセンター

3 履行期間

契約の日の翌日から 3 か月以内
ただし、詳細工程は、協議により決定するものとする。

4 用語の定義

(1) 監督員

監督員とは、発注者が本委託業務等について選定した総括監督員、主任監督員及び担当監督員を称している。特に発注者が提示しない場合は次のとおりとする。

- ア 総括監督員 適正処理施設部 施設整備課長
- イ 主任監督員 適正処理施設部 施設整備課 担当係長
- ウ 担当監督員 適正処理施設部 施設整備課 担当係員

(2) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

(3) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

(4) 協議

協議とは、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(5) 施設名称

当施設とは、京都市北部資源リサイクルセンターをいう。

(6) 定期交換部品等

定期交換部品等とは、本委託業務等対象機器において、一定の周期で交換、補充等を行う必要がある部品又は消耗品等をいう。

(7) 点検

点検とは、本委託業務等対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために、

必要な項目及び関係法令等で定められた項目について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいう。

(8) 整備

整備とは、本委託業務等対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために、定期交換部品等の交換、補充等及び機器の清掃、調整を行い、機器の不具合の発生を未然に防ぐことをいう。

(9) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

5 業務の概要

(1) 点検整備等

本委託業務等は、本委託業務等対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために、本仕様書に基づき必要な点検整備、試運転調整、法定検査等及び提出書類の作成等を行うものである。点検整備内容の詳細は、「第2点検整備委託内容」によるものとする。

受注者は、点検整備の着手前に、過去の当施設の点検整備委託業務報告書を精査し、十分に現状を把握すること。

6 関係法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本委託業務等に関係するその他の関係法令等を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

本委託業務等の履行期間中に、新たな関係法令及び通達等が施行され、業務内容を変更する必要がある場合は、協議し決定するものとする。

7 費用の負担

(1) 点検整備等

本委託業務等対象機器の点検整備、試運転調整、法定検査、提出書類の作成等に必要な費用は受注者の負担とする。

(2) 届出、法定検査等

業務の履行に当たり、関係官公署及び電気事業者等への届け出が必要なものについては、受注者の負担にて書類の作成及び届出手続き等を行うこと。ただし、法定検査等の受検費用は発注者の負担とする。

(3) 特許

特許技術等の特殊技術の使用に係る費用は受注者の負担とする。

(4) 保証

履行期間の完了後1年間は、委託業務等対象機器の性能を保証するものとし、この期間中に履行不備によって発生した不具合の修復に係る費用は、受注者の負担とする。

8 支給品等

(1) 電力、用水

業務に必要な電力及び用水は、発注者が無償にて支給する。支給に当たっては、事前に監督員の承諾を得るとともに、監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給をやめることが出来る。

(2) 事務所

業務を円滑に進めるため、監督員が指定する当施設内の場所を事務所として使用してもよい。使用するに当たっては、事前に監督員の承諾を得るとともに、監督員の指示に従わなければならない。ただし、発注者から備品の貸与は行わない。

(3) 支給品

発注者から支給品がある場合は、「第2点検整備委託内容」に記載の交換部品等に市支給と記す。

(4) 支給品の管理

支給品は、受注者の責任において管理すること。管理及び整備の不良により使用不能となった場合は、受注者の負担にて再調達するものとする。

(5) 予定交換部品等

「第2点検整備委託内容」に記載の予定交換部品について、契約期間内に納品品番の製造中止その他受注者の責に帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、監督員の承諾を得たうえで当該品番と同等以上の機能を有すると認められる継品番又は上位品番を代替品番として納品することができることとする。また、予定交換部品以外に不良が確認又は予測された場合、監督員との協議により対応することとし、点検整備を行う場合は、監督員が在庫部品等を支給する。

(6) 工具類

工具類は、原則として貸与しない。

9 現場代理人及び安全管理者

受注者は、現場代理人及び安全管理者を自社社員から選任し、監督員の承諾を得ること。現場代理人及び安全管理者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人（資格要件なし）

現場代理人は、本委託業務等の履行に関し、運営、取締りを行う他、受注者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

現場代理人は、点検整備作業の期間中、履行場所に常駐し円滑な業務の進行を図ること。ただし、現場代理人の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると監督員が認めた場合には、例外的に常駐を要しないこととする。

また、点検整備作業以外の期間においても、監督員の指示があった場合は、速やかに対応すること。

(2) 安全管理者

安全管理者は、本委託業務等において、安全対策を講じるものとする。

業種及び規模にかかわらず、安全管理者を選任すること（資格要件なし。）。

なお、政令で定める業種及び規模に該当する場合は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任すること。

10 業務管理

(1) 運転等への支障

受注者は業務履行に当たり、発注者の運転、保守管理業務に支障を与えないこと。

(2) 施設停止期間の短縮

業務履行に当たり、当施設の全部又は一部を停止する必要がある場合は、受注者は最短の停止期間で業務を履行できるよう計画し、監督員の承諾を得ること。

(3) 停電

受注者は、停電の日程を事前に監督員に確認し、対応すること。

(4) 他の点検整備等との調整

他の点検整備等と作業範囲や工程等が競合する場合は、十分に調整を行うこと。

(5) 連絡、報告

現場代理人は、監督員に当日の作業開始前に作業予定の連絡を行い、作業終了後に作業報告を行うこと。また、業務の進ちょく状況を、逐次監督員に報告すること。

(6) 資格、免許

資格、免許等を必要とする業務については、当該業務の期間中、有資格者を配置すること。

(7) 車両

入場する車両については、当施設の運営に支障がないように留意すること。

駐車車両には、車外から確認できる位置に、委託業務等名及び受注者名を記入した札等を置くこと。また、業務履行のために駐車場以外に駐車する必要がある場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

(8) 作業時間

作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、作業工程等の都合により、監督員が承諾した場合は、この限りではない。

(9) 服装

受注者及び再委託業者名が判断出来る服装にて作業を行うこと。

(10) 原状復旧

受注者は、点検整備作業終了に際して、本委託業務等対象機器及び周辺の後片付け清掃、原状復旧及び安全確認を行い、監督員の確認を受けること。

(11) 廃材処分

業務の履行に伴い発生する廃材は、関係法令等に従い適切に処理すること。ただし、監督員の指示するものは、指定する場所に保管すること。

11 安全管理

(1) 安全管理、災害予防

安全管理者は、安全管理、災害予防に万全を期すよう留意すること。

(2) 安全教育

安全管理者は、従事者に対して必要な安全教育を実施し、その結果を記録すること。

監督員の指示があった場合は、安全教育の実施記録を提出すること。

(3) 従事者の指導

安全管理者は、施設内の立入禁止、火気厳禁、使用禁止、保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守するように、従事者を指導しなければならない。

(4) 安全計画書

安全管理者は、現場代理人と共に点検整備作業、仮設、搬入・搬出等に関する安全対策を、安全計画書にとりまとめ、点検整備作業着手前に監督員に提出すること。

(5) 使用機材等

安全管理者は、使用機材、仮設構造物、道工具類等について、使用前に安全性等を確認すること。

(6) 漏電保護

当施設のコンセント電源を利用する場合は、漏電保護機能付の安全装置を取付けること。

(7) 他委託業者との調整

安全管理者は、他の委託業者等とともに十分に調整、協力し、安全対策に努めること。

(8) 災害発生時の措置

万一、災害が発生した場合、安全管理者は、被害状況、原因及び対応を監督員に報告し、必要に応じて安全計画書を見直し、再提出すること。

(9) ダイオキシシン類対策

安全管理者は、厚生労働省通達（平成13年4月25日、基発401号の2）の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシシン類ばく露防止対策について」に基づく安全対策を行うこと。

法令等により、保護具着用が義務付けられている区画に入る場合は、適正な保護具の着用を行うこと。

12 材料の規格

使用材料は、日本産業規格（JIS）に適合したものであること。ただし、監督員の承諾したものについてはこの限りではない。

13 提出書類

受注者は、次の(1)～(4)の各段階で次に掲げる書類を(部数指定の場合を除く。)各1部提出すること。監督員の承諾を要する場合は、書類の表紙に監督員の押印欄を設けること。

書類は、表紙、目次及びそれに対する仕切りカード等を入れ見やすく整理すること。

また、提出書類を全て格納できるA4パンチファイルを業務着手前に提出するものとし、A4パンチファイルの表紙及び背表紙には、委託業務等名及び受注者名を明記すること。

以後の各段階での書類の提出方法についてはパンチ穴を開けた状態（請求書は除く。）で封筒、クリアファイル等を用いること。

なお、書類の量が多い場合は分冊も可とするが、極力両面印刷し紙の使用量の削減を行うこと。

(1) 業務着手前

契約後、速やかに次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 現場代理人、安全管理者通知書・変更通知書

イ 現場代理人、安全管理者経歴書

ウ 予定工程表

調査、設計、機材調達、報告書作成等に要する期間や、法定点検及び監督員による履行確認の予定を記載すること。

エ 体制表（緊急連絡先及び再委託先がある場合はそれを含む。）

オ 労災保険への加入を証明する書類

（書類の発行までは、発行元への申請書等を提出すること。）

カ 資格、免許等の写し

資格、免許等が必要な作業がある場合は、該当作業の従事者の該当作業に関する資格、免許等の写しを提出すること。

キ 再委託承諾申請書（該当がある場合）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

(ア) 履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること。

(イ) 履行の質を担保する書類

過去の同種整備の履行実績を確認できる書類を提出すること。

(2) 点検整備作業着手前

点検整備作業着手前に次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 整備計画書

整備計画書は、整備内容を文書化したもので、以下の資料によって構成される。

(ア) 点検整備要領書

「第2保点検整備委託内容」の項目ごとに具体的な点検整備方法をまとめたものの。

(イ) 使用機材等仕様書

整備に使用する機器、材料等の交換部品について、メーカー、型番、材質、形状、数量等の部品を特定するための情報を明らかにしたもの。

(ウ) 仮設計画書

(エ) 搬入、搬出計画書

(オ) 安全計画書

労働災害防止のため、危険有害要因等（法令等で定められていないものを含む。）をリストアップし、災害防止のために実施する内容をまとめて、提出すること。

(カ) (ア)から(オ)に関する図面

(3) 点検整備作業中

点検整備作業中に次の書類を提出すること。

ア 週間作業予定表

日曜日から土曜日までの1週間の作業予定表を作業予定週の前の週までに提出すること。点検整備期間が1週間を超える場合は、その都度、提出すること。

イ 作業日報（予定・実績）

作業予定及び実績（作業内容及び人工数）を各々1日分記した作業日報を作成し、

作業日報（予定）は作業予定日の朝までに、作業日報（実績）は作業実施後速やかに提出すること。

ウ 履行確認要領書

監督員の指示により中間履行確認を行う場合及び業務完了時履行確認の際には、事前に履行確認要領書を提出し、監督員の承諾を得ること。

履行確認要領書には、履行確認する対象機器の外観、形状、寸法、機能等の確認項目、管理値等の判断基準及び使用計測機器の管理記録等を記すこと。

(4) 業務完了時

業務完了時に次の書類を提出し、監督員の承諾を得ること。

ア 業務報告書

業務報告書は、次の(ア)～(カ)の内容を明記し、(イ)については、「第2保守管理(点検整備)委託内容」の項目ごとに構成すること。(☑1部提出、□2部提出、□__部提出)

(ア) 実施工程表

(イ) 作業報告

a 作業日時

b 作業内容

c 所見

d 作業記録写真

(a) 作業の進行状況（点検整備前、点検整備中、点検整備後）に応じて作業種別ごとに撮影し、年月日、説明等を書き加えて整理すること。

なお、写真の被写体は、点検の結果（機器の損傷、消耗品の摩耗状況等）がわかるように撮影すること。

(b) 原則、デジタル写真とし、色彩はカラーとする。

(c) 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とし、大きさはL版（サービスサイズ）程度とし、着手時に提出されているA4パンチファイルに綴じることのできる方式であること。

(d) これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

(ウ) 健全度評価

下表に従い本委託対象機器の健全度を評価すること。健全度評価に当たっては、過去の当施設の保守管理(点検整備)委託業務報告書を十分に精査すること。

健全度	状 態	措 置
4	支障なし	対処不要
3	軽微な劣化があるが、機能に支障なし。	経過観察
2	劣化が進んでいるが、機能回復が可能である。	部分補修、部分交換
1	劣化が進み、機能回復が困難である。	全交換

(エ) 整備スケジュール

本委託業務等対象機器の今後5年間に必要な整備内容、定期交換部品等及び概算費用を明記すること。整備スケジュールの検討に当たっては、過去の当施設の点検整備委託業務報告書を十分に精査すること。

(オ) 災害防止報告

(カ) 前各号（(ア)～(カ)）に係る電子ファイル（□提出、☑提出不要）

CD 又は DVD 1 枚に書き込み、A 4 パンチファイルに綴ることのできる CD リフィル (CD ポケット) に格納して提出すること。

イ 業務完了届

ウ 請求書

14 履行確認等

(1) 試運転確認

点検整備完了時に監督員が指示した場合は、現場代理人立会いのもと、機器単体の試運転及び他の委託業者等も立会いのもとプラント設備（関連設備）の総合的な試運転を行うものとする。

(2) 中間履行確認

業務等履行中において監督員が指示した場合は、現場代理人立会いのもと中間履行確認を実施するものとする。

(3) 完了時履行確認

受注者は、業務完了時に業務報告書を提出し、現場代理人立会いのもと監督員による履行確認を受けるものとする。

15 支払い条件

支払回数は業務完了後の一括支払いとし、前払金の支払は行わない。

16 秘密の保持

(1) 秘密保持の義務

発注者及び受注者は、本委託業務等を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。本委託業務等の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(2) 契約終了又は解除の場合

前項の規定は、契約が終了又は解除された後においても同様とする。

17 疑義等

業務上発生した疑義については、協議のうえ対処するものとする。

第2 点検整備委託内容

1 受入・供給設備

(1) 資源ごみクレーン (No. 1、No. 2)

ア 整備内容

(ア) 年次点検 No. 1、No. 2 2 基

「クレーン年次点検表」、「絶縁抵抗測定表」、「各種電流測定表」、「ガーダーたわみ測定表」及び「天井クレーンの定期自主検査指針（昭和60年12月18日自主検査指針 公示第8号）」に基づき、以下の点検を実施すること。

- ・ 巻上げ装置点検
- ・ 横行装置点検
- ・ 走行装置点検
- ・ ガーダ・サドル点検
- ・ トロリフレーム点検
- ・ 給油装置点検（各軸受部注油導管を取り外し状況確認含む）
- ・ ケーブル、キャリー関係点検
- ・ 吊り具類点検
- ・ 油圧バケット点検
- ・ 操作関係点検
- ・ 電気関係点検（絶縁抵抗測定及び電流計測含む）
- ・ 荷重、能力試験（荷重試験用ウェイトについては本市で貸与する）

(イ) 巻上用ワイヤーロープ交換 No. 1 1 基

(ウ) 巻上減速機オイル交換 No. 1、No. 2 2 基

(エ) 油圧用キャブタイヤケーブル（保護ホース付き）交換 No. 1 1 基

(オ) ケーブルリールカップリングリング交換 No. 1、No. 2 2 基

(カ) ケーブルリールマグネットカップラ交換 No. 1 1 基

イ 交換部品

(ア) 巻上用ワイヤーロープ（末端加工済、シープ及びブッシュ付属 普通Sより） 6×Fi (29) B種 φ 14.0×47.5m 2 本

(イ) 巻上用ワイヤーロープ（末端加工済、シープ及びブッシュ付属 普通Zより） 6×Fi (29) B種 φ 14.0×47.5m 2 本

(ウ) 巻上減速機オイル ボンノックTS150 310 0 市支給

(エ) 油圧用キャブタイヤケーブル（保護ホース付き） 2TC-RH 5.5sq×8C×55m 1 本

(オ) ケーブルリールカップリングリング 日電商工BNA30.2C44.R610.8用 4 個

(カ) ケーブルリールマグネットカップラ 日電商工BNA30.2C44.R610.8用 2 個

(2) 油圧バケット (No. 1、No. 2)

ア 整備内容

(ア) カウンターバランス弁交換 No. 1、No. 2 2 基

(イ) バケット作動油交換 No. 1、No. 2 2 基

(ウ) コーナータイヤ及びコーナータイヤ用架台補修 No. 1 1 基

イ 交換部品

(ア) カウンターバランス弁 HB3H-B-D5K-06 2 個

(イ) バケット作動油	スーパーハイランド46	800 ℓ	市支給
(ウ) コーナータイヤ（HTボルト付き）	4.00-8	4 個	
(エ) コーナータイヤ用架台	4.00-8用リブ付	4 個	

2 発生材処分

交換部品等の発生材処分については、金属とそれ以外に分けて、監督員の指定する場所へ置くこと。

第3 機器仕様一覧

1 資源ごみクレーン

形 式：クラムシェル型バケット付天井走行クレーン（天満電機産業製）
 基 数：2基（No.1、No.2）
 定格荷重：0.7 t
 吊上荷重：5.7 t
 ス パ ン：9.02 m
 揚 程：36.2 m
 横行距離：5.71 m
 走行距離：29.99 m
 レー ル：[横行 22 kg/m レール] [走行 30 kg/m レール] ゴムバッファ付
 荷 重 計：ロードセル4点支持式
 車 輪：[横行 2輪駆動（電動機1基）＋2輪従動＝4輪]
 [走行 2輪駆動（電動機2基）＋2輪従動＝4輪]
 最大車輪荷重：7.6 t／1輪
 主要材質：[本体・ドラム SS400 STKM]
 ワイヤロープ：6×Fi（29）B種 φ14.0×47.5m 4本掛け
 （S・Zヨリ各2本）
 電 源：[動力 AC440V 60Hz]
 [操作回路 AC100V 60Hz]
 給電方式：[横行・走行 キャブタイヤケーブルカーテンレール式]
 [バケット キャブタイヤケーブル2TC-RH 5.5sq×8C×5.5m
 電動巻取りリール式]
 給油方式：手動集中給油式
 操作方式：[クレーン操作室 全自動／半自動／手動] [バケット置場 手動]

巻上/下、横行、走行の仕様は下記の通り

動 作	速 度	電動機（形式）		ブレーキ	速度制御
	m/min	kW×P	%ED		
巻上/下	65／70	FCK-1KW 7.5×6	連 続	電磁ブレーキ	インバータ制御
横 行	30	TC-F 3.7×4	連 続	電磁ブレーキ	インバータ制御
走 行 (×2基)	45	TC-F 5.5×4	連 続	電磁ブレーキ	インバータ制御

2 油圧バケット

形 式：クラムシェル型（天満電機産業製）

基 数：2基（No.1、No.2）

自 重：5.0 t（吊下金物を含む）

容 量：[内容量 10 m³]

駆動方式：油圧シリンダによる開閉式

油圧ポンプ：PC4

油圧シリンダ：φ100×φ60×730 s t

主要材質：[本体 SS400] [爪 SCM440]

給油方式：手動個別給油式

開閉速度：[開 7秒] [閉 10.5秒]

電 動 機：SF-JR 15 kW×4P

クレーン年次点検表（１／６）

クレーン名称		製造年月	検査証交付日	吊上げ荷重	実施日	平成	年	月	日	
資源ごみクレーン		H 年 月	H 年 月 日	5. 7 t	平成	年度	責任者	点検者		
使用ワイヤロープ		検査証番号	スパン	定格荷重						
6×Fi (29) B種φ14-47.5m			9. 0 2 m	0. 7 t						
点 検 箇 所		点 検 項 目		判 定 基 準			数 値	判 定		
巻上装置	巻上電動機	取付ボルトの締付け		ボルトの緩みがないこと			—			
	カップリング	亀裂その他の損傷		亀裂、損傷のないこと			—			
		ボルト、ゴムリングの状態		緩み、脱落のないこと			—			
	歯車油槽	ギヤの噛み合い状態		噛み合いのよいこと（目視にて確認）			—			
		ギヤケースの亀裂、変形		亀裂、変形のないこと			—			
		ギヤケースからの油漏れ		油漏れのないこと			—			
		オイルの量、汚れ		適量であること、ひどく汚れてないこと			—			
	減速機	取付ボルトの締付け		ボルトの緩みがないこと			—			
		減速機の油漏れ		油漏れのないこと			—			
		オイルの量、汚れ		適量であること、ひどく汚れてないこと			—			
	軸受	取付ボルトの締付け		ボルトの緩みがないこと			—			
		オイルシールからの油漏れ		油漏れのないこと			—			
		本体の状態		損傷、異常のないこと			—			
	ドラム	溶接部の亀裂		亀裂のないこと			—			
		溝部の磨耗		異常磨耗のないこと			—			
		ワイヤー押さえの状態		取付け金具に緩みがないこと			—			
	巻上ブレーキ	取付ボルトの締付け		ボルトの緩みがないこと			—			
		ギャップの測定		ギャップ値0. 8mm最大1. 2mm						
		キー、キー溝状態		緩み、抜けだし又は著しい変形のないこと			—			
		ライニングの磨耗、損傷		使用限界(2mm)以上あること						
		ディスクの磨耗		原寸(≧30mm)の90%以上のこと						
	ケーブルリール	内部の汚れ		カーボン粉等で汚れていないこと			—			
		スリップリングの状態		荒損のないこと			—			
		カーボンブラシの磨耗		17mm以上						
		クッション材の磨耗、変形		磨耗、変形のないこと			—			
	エンコーダ	ギヤの噛み合い状態		噛み合いのよいこと			—			
		取付ボルトの締付け		ボルトの緩みがないこと			—			
	判 定 記 入 欄 記 号									
	A：点検を実施し異常なし B：交換又は処置をし、現在は運転に支障はない C：今すぐの処置は必要ないが、時期を定めて処置が必要 D：異常有り。緊急の処置が必要であり、運転に支障がある									

クレーン年次点検表（２／６）

点 検 箇 所		点 検 項 目	判 定 基 準	数 値	判 定
巻上装置	回転式 リミット スイッチ	チェーンの緩み	緩みのないこと		
		内部ギヤーの噛み合い状態	噛み合いのよいこと（目視にて確認）	—	
		カムの状態	異常のないこと	—	
横行装置	横行電動機	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—	
	横行ブレーキ	ギャップの測定	0.4～0.5mm(限界1.0mm)		
		ライニングの異常磨耗、損傷	異常磨耗、損傷のないこと	—	
	カップリング	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—	
		亀裂その他の損傷	亀裂、損傷のないこと	—	
	軸受	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—	
		オイルシールからの油漏れ	油漏れのないこと	—	
		本体の状態	損傷、異常のないこと	—	
	横行車輪	フランジの磨耗	フランジの幅原寸(15mm)の 50%(7.5mm)以上		
		踏面の磨耗	異常磨耗のないこと	—	
	横行レール	ストッパの変形、溶接部の亀裂	変形、亀裂のないこと	—	
		レールの異常磨耗、亀裂、変形	異常磨耗、亀裂、変形のないこと	—	
		レールの取付状態	ボルトの緩み、脱落のないこと	—	
	エンコーダ	ギヤーの噛み合い状態	噛み合いのよいこと	—	
		取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—	
	走行装置	走行電動機	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—
走行ブレーキ		ギャップの測定	0.4～0.5mm(限界1.0mm)		
		ライニングの異常磨耗、損傷	異常磨耗、損傷のないこと	—	
ギヤー類 軸受		噛み合い状態	噛み合いのよいこと(目視にて確認)	—	
		本体の状態	損傷、異常のないこと	—	
走行車輪		フランジの磨耗	フランジの幅原寸(21mm)の 50%(10.5mm)以上		
		踏面の磨耗	異常磨耗のないこと	—	
走行レール		ストッパの変形、溶接部の亀裂	変形、亀裂のないこと	—	
		レールの異常磨耗、亀裂、変形	異常磨耗、亀裂、変形のないこと	—	
		レールの取付状態	ボルトの緩み、脱落のないこと	—	
		継ぎ目の状態	隙間3mm以下 段差0.5mm以下		
エンコーダ		ギヤーの噛み合い状態	噛み合いのよいこと	—	
		取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—	
判 定 記 入 欄 記 号					
A：点検を実施し異常なし B：交換又は処置をし、現在は運転に支障はない C：今すぐの処置は必要ないが、時期を定めて処置が必要 D：異常有り。緊急の処置が必要であり、運転に支障がある					

クレーン年次点検表（3／6）

点 検 箇 所		点 検 項 目		判 定 基 準	数 値	判 定
ガーダ サドル		ガーダ、サドル取付ボルトの 締付け	ボルトの緩みがないこと	—		
		車輪軸、キープレートの 取付ボルトの締付け、変形	ボルトの緩み、変形がないこと	—		
		サドルパuffersの固定	ボルトの緩み、変形がないこと	—		
		構造部材の亀裂、損傷、 腐食、変形	亀裂、損傷、腐食、変形のないこと	—		
		発錆、塗膜のはがれ	発錆、塗膜のはがれがないこと	—		
トロリ フレーム		構造部材の亀裂、損傷、 腐食、変形	亀裂、損傷、腐食、変形のないこと	—		
		発錆、塗膜のはがれ	発錆、塗膜のはがれがないこと	—		
給油装置	グリース配管	鋼管、ニップルの変形、損傷	変形、損傷、詰まりのないこと	—		
		ニップル、継手からの油漏れ	シール不良、緩みのないこと	—		
	ポンプ	グリースポンプの作動	正常に作動すること	—		
	分配弁	分配弁の作動	正常に作動すること	—		
ケーブル キャリア 横・走行	キャリア	変形、異常(車輪含む)	変形、異常のないこと	—		
		キャリア間チェーン	チェーンの切断等のないこと	—		
	ケーブル	外傷、結束状態	外傷のないこと、結束されていること	—		
吊り具	ワイヤー ロープ	油脂の塗布状態	塗布されていること	—		
		磨耗の測定	直径の減少が公称径の7%以下のこと			
		素線の断線	1よりの中で素線数10%未満のこと			
		キンク	キンクのないこと	—		
		著しい形くずれ、腐食	形くずれ、腐食のないこと	—		
	吊り具	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—		
		変形、亀裂	変形、亀裂のないこと	—		
		ピン等の脱落	脱落のないこと	—		
		リンクプレート用ピンの磨耗	軸径(φ40)の減少が5%以下のこと			
		リンクブロック用ピンの磨耗	軸径(φ45)の減少が5%以下のこと			
		バラジックブロック用ピンの磨耗	軸径(φ70)の減少が5%以下のこと			
判 定 記 入 欄 記 号						
A：点検を実施し異常なし B：交換又は処置をし、現在は運転に支障はない C：今すぐの処置は必要ないが、時期を定めて処置が必要 D：異常有り。緊急の処置が必要であり、運転に支障がある						

クレーン年次点検表（４／６）

点 検 箇 所	点 検 項 目	判 定 基 準	数 値	判 定
油圧 バケット	給電ケーブル	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—
		ケーブルの外傷	外傷のないこと	—
	開閉電動機	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—
	カップリング	亀裂、変形、異常	亀裂、変形、異常のないこと	—
		クッション材の磨耗、変形	磨耗、変形のないこと	—
	油圧ポンプ	取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—
		油漏れ	油漏れのないこと	—
	リリーフ弁	圧力設定の確認	設定値（１００kg/cm ² ）であること	
		油漏れ	油漏れのないこと	—
	電磁弁	油漏れ	油漏れのないこと	—
		錆	錆のないこと	—
	サクショ ン フィルタ	フィルターの日詰まり	日詰まりのないこと	—
		変形、損傷	変形、損傷のないこと	—
	高圧ホース	継手類の緩み、損傷	緩み、損傷のないこと	—
		ホースの変形、亀裂	変形、亀裂のないこと	—
	作動油	作動油量	適量であること（油面計にて確認）	—
	各軸部	各軸部の給脂	給脂されていること	—
		コンロッドの磨耗、損傷	磨耗、損傷のないこと	—
		シエル部ピンの磨耗、損傷	磨耗、損傷のないこと	—
		シリンダーピンの磨耗、損傷	磨耗、損傷のないこと	—
	油圧 シリンダー	油漏れ	油漏れのないこと	
		損傷	損傷のないこと	—
	本体	フレーム、シエルの変形、亀裂	変形、亀裂のないこと	—
		爪の変形、亀裂	変形、亀裂のないこと	—
		取付ボルトの締付け	ボルトの緩みがないこと	—
	ターミナル ボックス	ケーブルの取付状態	緩み、異常のないこと	—

判 定 記 入 欄 記 号

A：点検を実施し異常なし
 B：交換又は処置をし、現在は運転に支障はない
 C：今すぐの処置は必要ないが、時期を定めて処置が必要
 D：異常有り。緊急の処置が必要であり、運転に支障がある

クレーン年次点検表（５／６）

点 検 箇 所		点 検 項 目	判 定 基 準	数 値	判 定
操作関係	コントローラー	各動作指令	指令通りに動作すること		
		復帰ばねの折損、腐食	折損、腐食のないこと	—	
		表示板の損傷、汚れ	損傷、汚れのないこと	—	
		コントローラーの損傷	損傷のないこと	—	
		端子の締付け	ねじの緩みがないこと	—	
		盤内清掃	清掃されていること	—	
	リミット動作	上限リミットの作動	確実に停止すること	—	
		重錘式リミットの作動	確実に停止すること	—	
		端子の締付け	ねじの緩みがないこと	—	
	近接スイッチ	スイッチの破損	破損してないこと	—	
		取付状態	緩みのないこと	—	
		検出板の状態	破損、ボルトの緩みがないこと	—	
		スイッチと検出板の隙間	5 ～ 8 mm であること		
		スイッチの作動	検出板上でLEDが点灯すること	—	
	非常停止装置	作動	確実に停止すること	—	
	警報装置	警報ブザーの作動	作動すること	—	
	ランプ	各種ランプの点灯	点灯すること	—	
電気関係	制御盤 操作盤 中継箱	配線端子の締付け	ねじの緩みがないこと	—	
		盤内清掃	清掃されていること	—	
	電磁接触器	接点の摩耗	異常磨耗のないこと	—	
		配線端子の締付け	ねじの緩みがないこと	—	
	絶縁抵抗	巻上電動機の絶縁抵抗測定	5 MΩ 以上	別紙	
		横行電動機の絶縁抵抗測定	5 MΩ 以上		
		走行電動機の絶縁抵抗測定	5 MΩ 以上		
		開閉電動機の絶縁抵抗測定	5 MΩ 以上		
	電流測定	定格荷重の荷を吊り、定格速度で荷を巻上、下した時の電流値	定格電流値(13.4 A)以内のこと	別紙	
		定格荷重の荷を吊り、定格速度で横行運転した時の電流値	定格電流値(25.0 A)以内のこと		
		定格荷重の荷を吊り、定格速度で走行運転した時の電流値	定格電流値(6.6 A)以内のこと		
		無負荷で開閉した時の電流値	定格電流値(9.6 A)以内のこと		
	判 定 記 入 欄 記 号				
A：点検を実施し異常なし B：交換又は処置をし、現在は運転に支障はない C：今すぐの処置は必要ないが、時期を定めて処置が必要 D：異常有り。緊急の処置が必要であり、運転に支障がある					

クレーン年次点検表 (6 / 6)

[illegible]

絶縁抵抗測定表

機 器 名： 資源ごみクレーン

絶縁抵抗測定計測器： 絶縁抵抗計（500V）

測 定 回 路	測 定 個 所	測 定 値	判定基準	判定	備 考
巻上電動機			5MΩ以上		
開閉電動機			5MΩ以上		
横行電動機			5MΩ以上		
走行電動機			5MΩ以上		

各種電流測定表

機 器 名： 資源ごみクレーン

電 流 ・ 電 圧： Δ . C 4 4 0 V 3 ϕ 3 w 6 0 H z

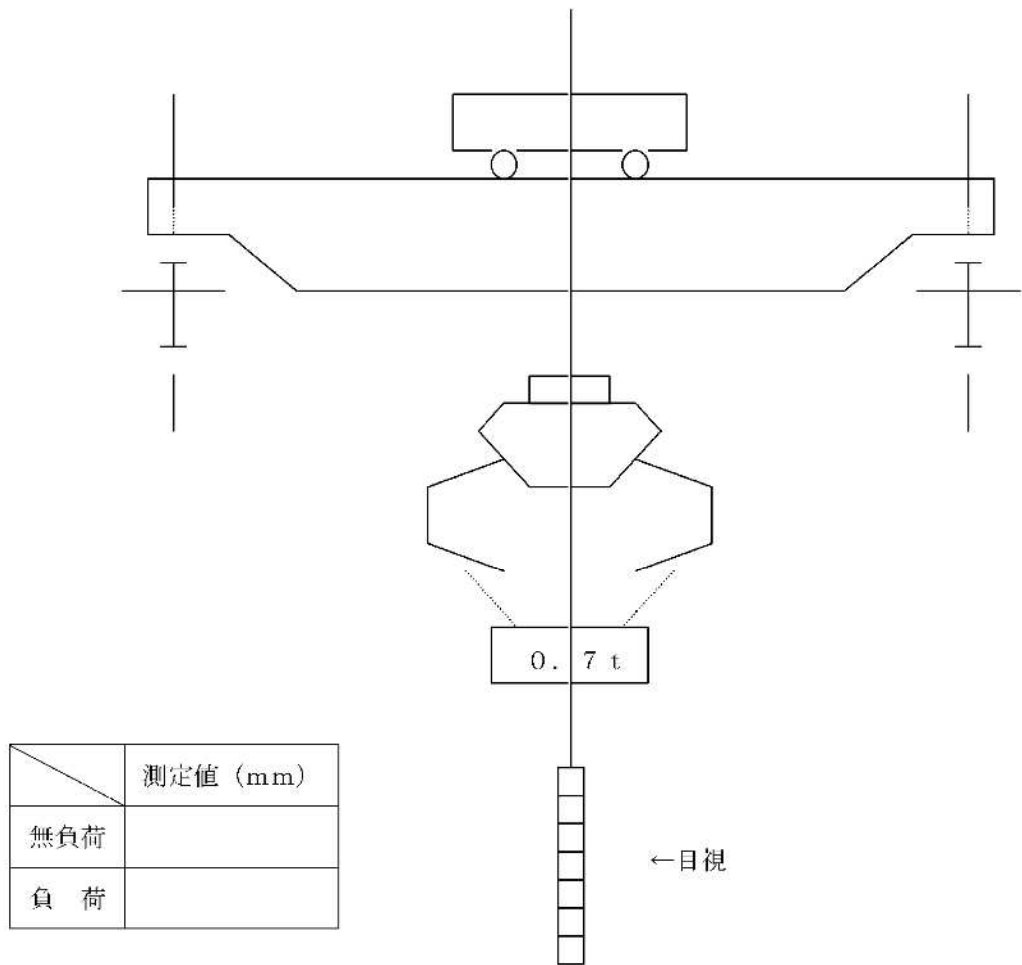
電流測定計測器： クランプメーター

機 器		動作	測定値 (A)	定格 (A)	良否	備考
名 称	形式・容量		100%負荷			
巻上用 電動機	7.5 kW 6 P CONT	巻上 巻下		13.4		
開閉用 電動機	1.5 kW 4 P CONT	開 閉		25.0		無負荷で 測定
横行用 電動機	3.7 kW 4 P CONT	前 後		6.6		
走行用 電動機	5.5 kW 4 P CONT	右 左		9.6 $\times$ 2		

ガーダーたわみ測定表

測定方法

スパン中央部にスケールを垂らし、下げ振りにて測定



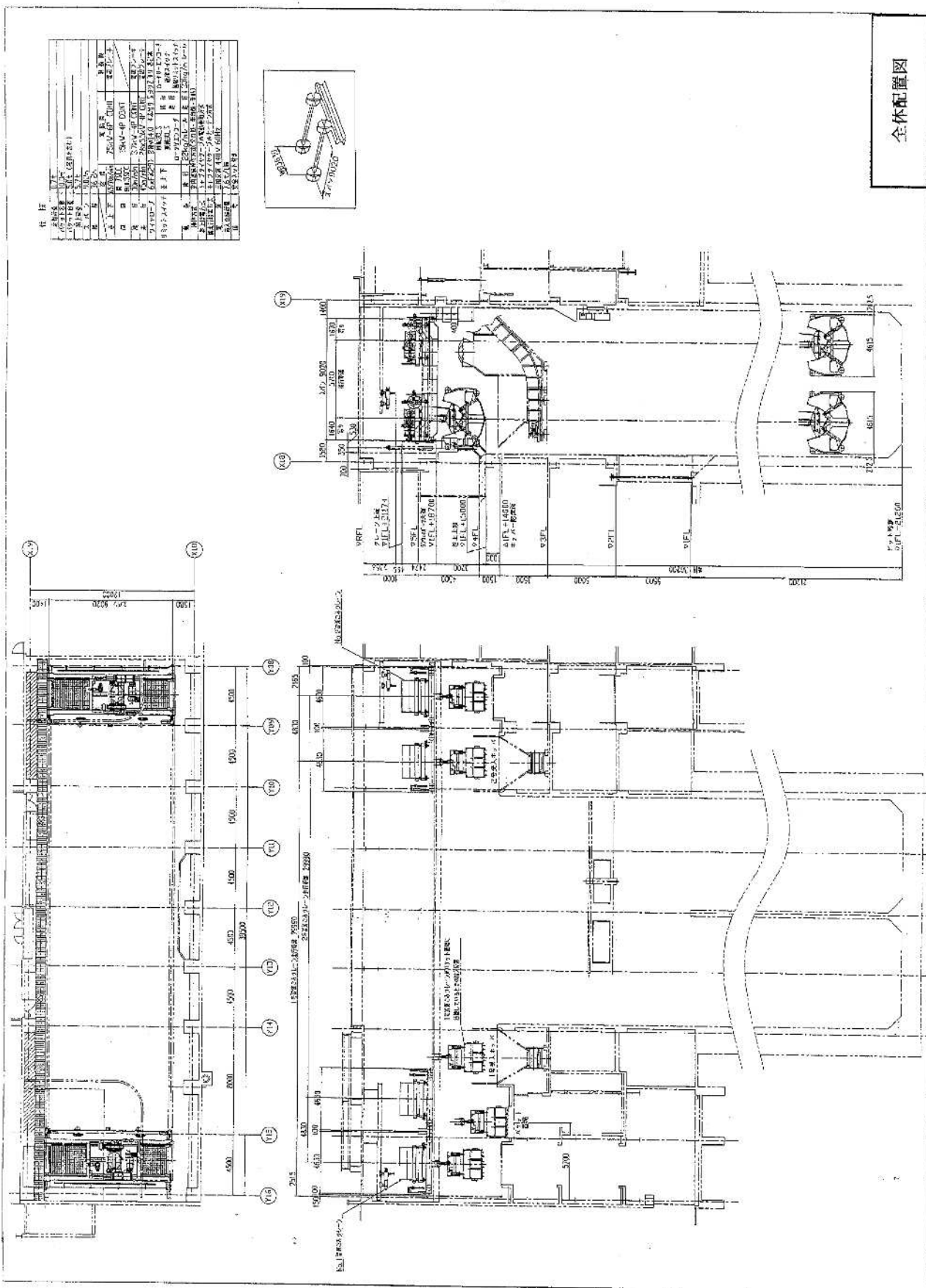
	測定値 (mm)
無負荷	
負 荷	

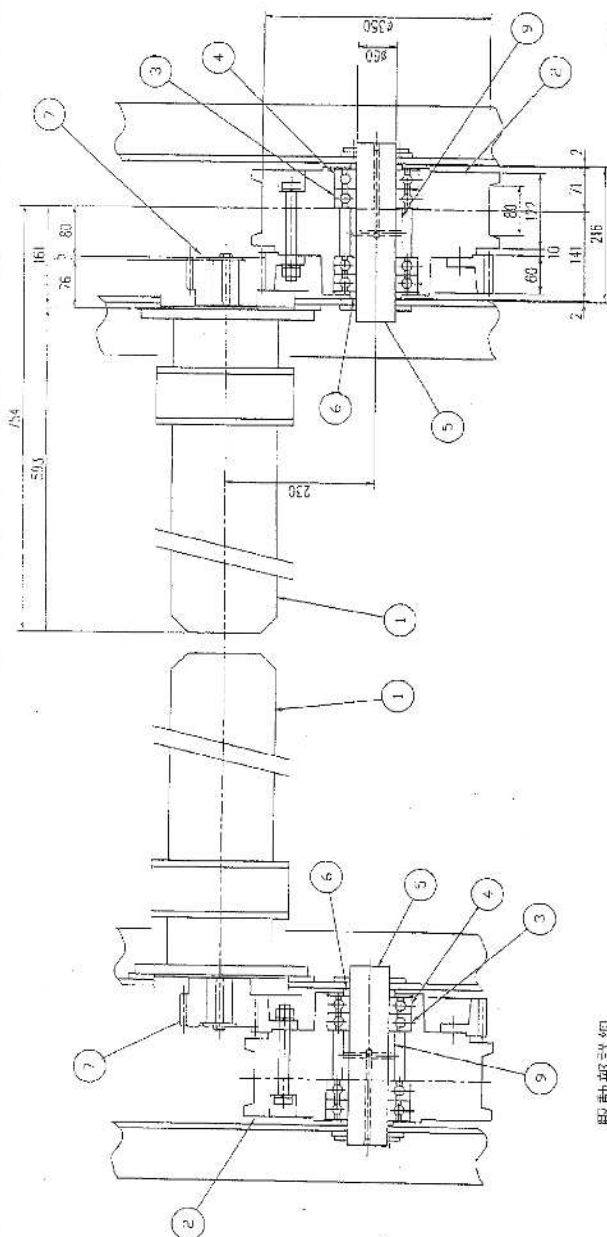
δ = たわみ = mm

L = スパン = 9 0 2 0 mm

試験荷重	スパンに対する比	基準値	良否
1 0 0 %	$\frac{\delta \text{ (たわみ)}}{L \text{ (スパン)}}$	1/800 以下	
0. 7 t	9 0 2 0	構造規格 第 13 条 1 項	

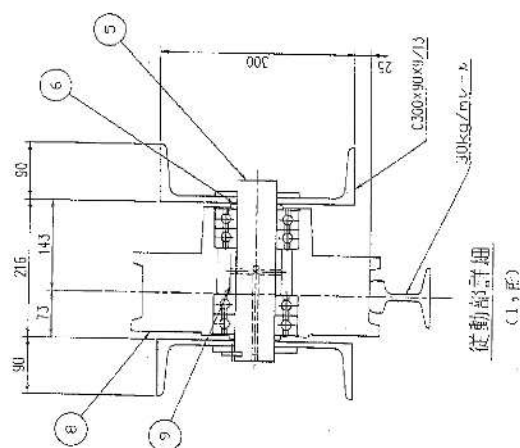
全体配置図



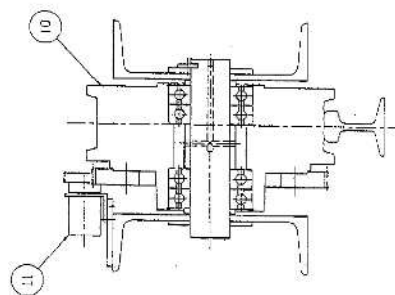


豐勤部詰廻

1. ピニオン用キー及び歯部止め金具は、メーカー付きとする。



往動部干通



走行用エンジン………詳細
(従動部)

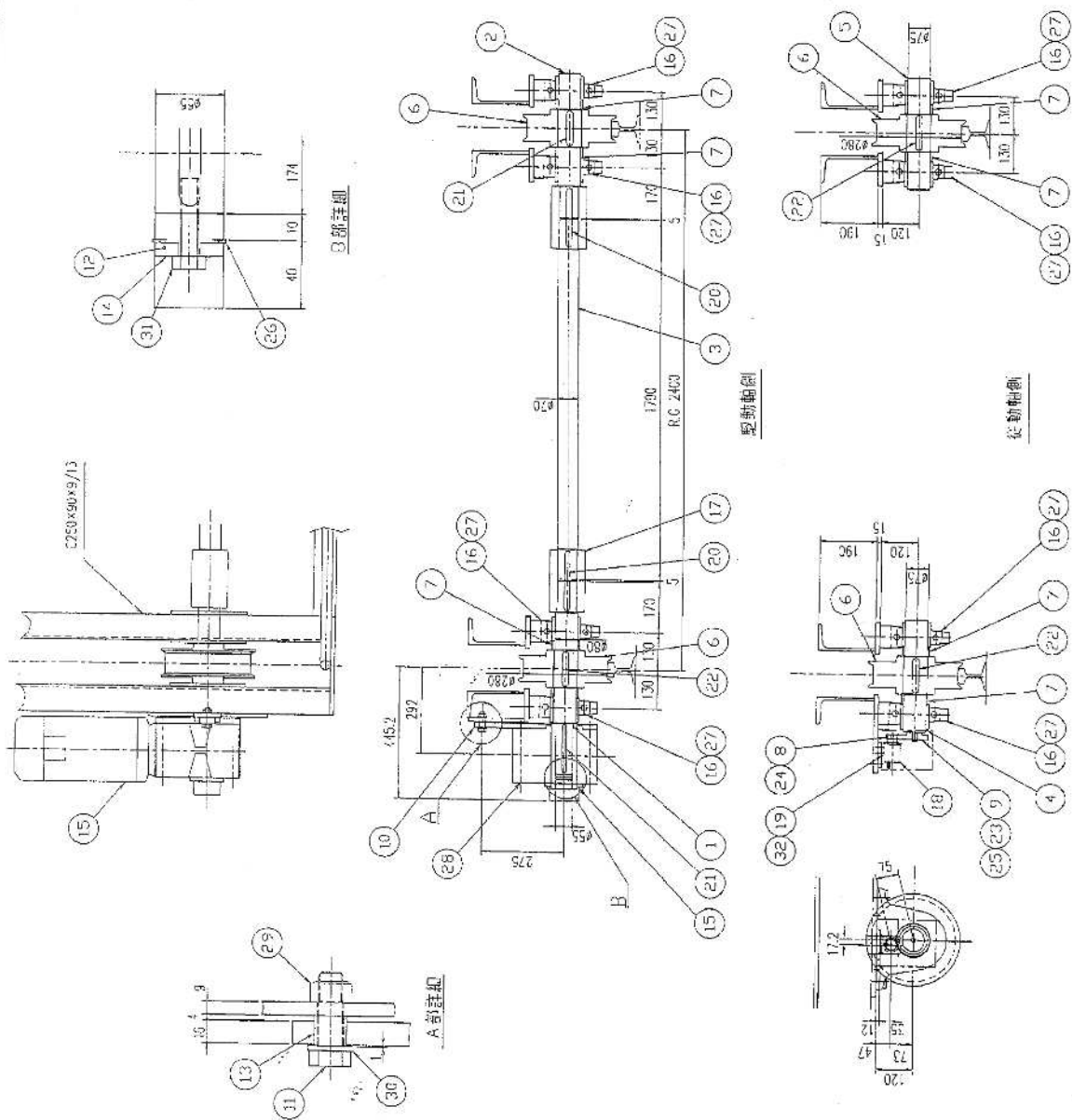
[illegible]
$$\text{步行速度 } v = 1750 \times 0.35 \pi \times 22 / 10 \times 1 / 13 = 46.5 \text{ m/min}$$

走行装置組立図

- 注記
 1. 本図設置はクレーン1基分を示す。
 2. 製作機、.....クレーン2基
 3. パラゴン図面がグラフィックのホルト保持トルクは
 11760N・cmのこと

重量: 643.3kg

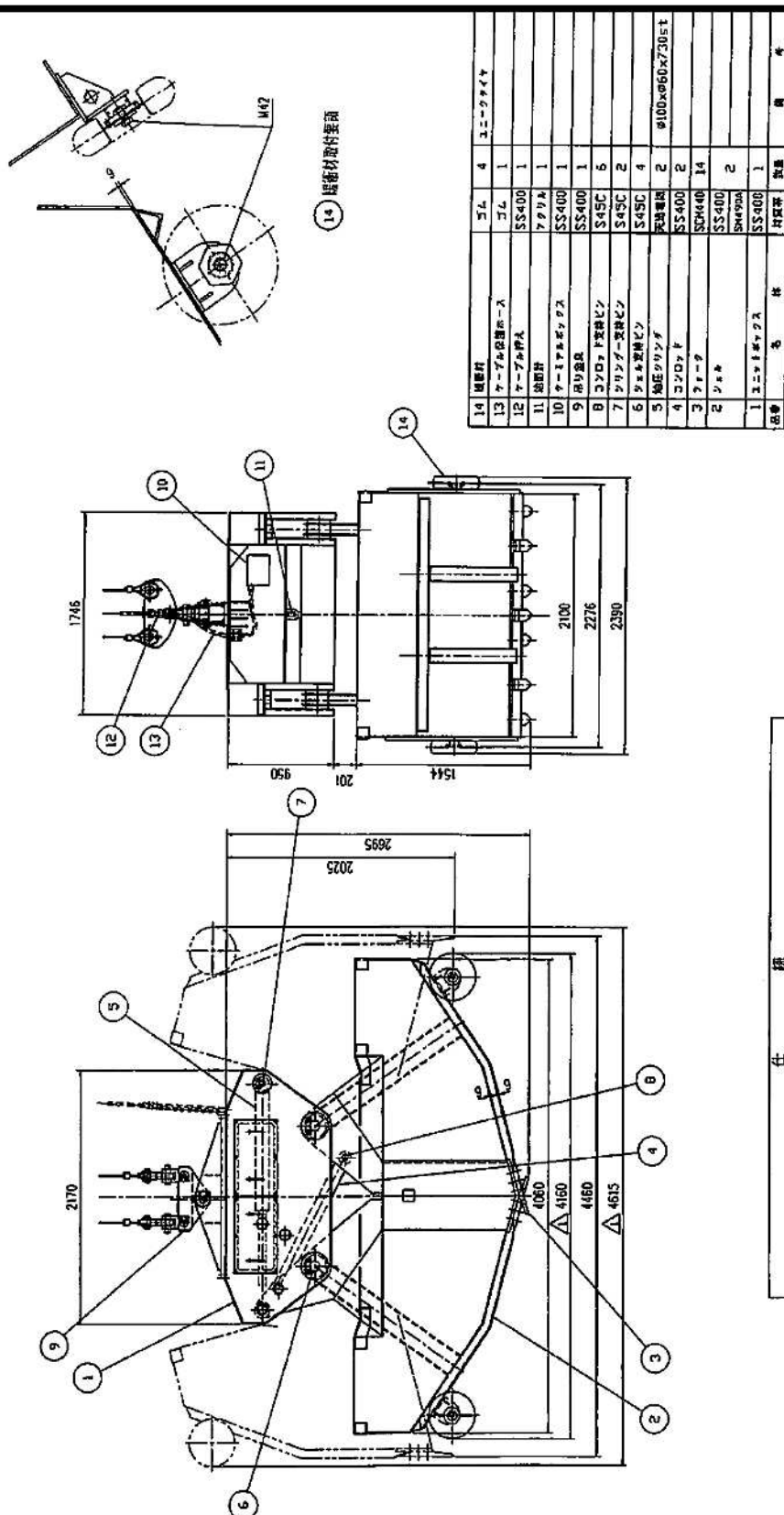
品名	材質	寸法	重量	単位
32 十字穴付パイプ H5x35	SUS	4	10.9	1
31 M12x45	SS400	1	10.9	1
30 M16 平型	SS400	1	10.9	1
29 M16 Uボルト	SS400	1	10.9	1
28 M20x130 平型	S45C	4	10.9	1
27 M22x110	SUS	16	4.6	1
26 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
25 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
24 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
23 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
22 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
21 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
20 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
19 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
18 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
17 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
16 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
15 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
14 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
13 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
12 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
11 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
10 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
9 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
8 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
7 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
6 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
5 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
4 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
3 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
2 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1
1 M22x110 (平型)	SUS	1	4.6	1



進行速度 $V=1750 \times 0.28 \pi \times 1/50 = 30.8 \text{m/min}$

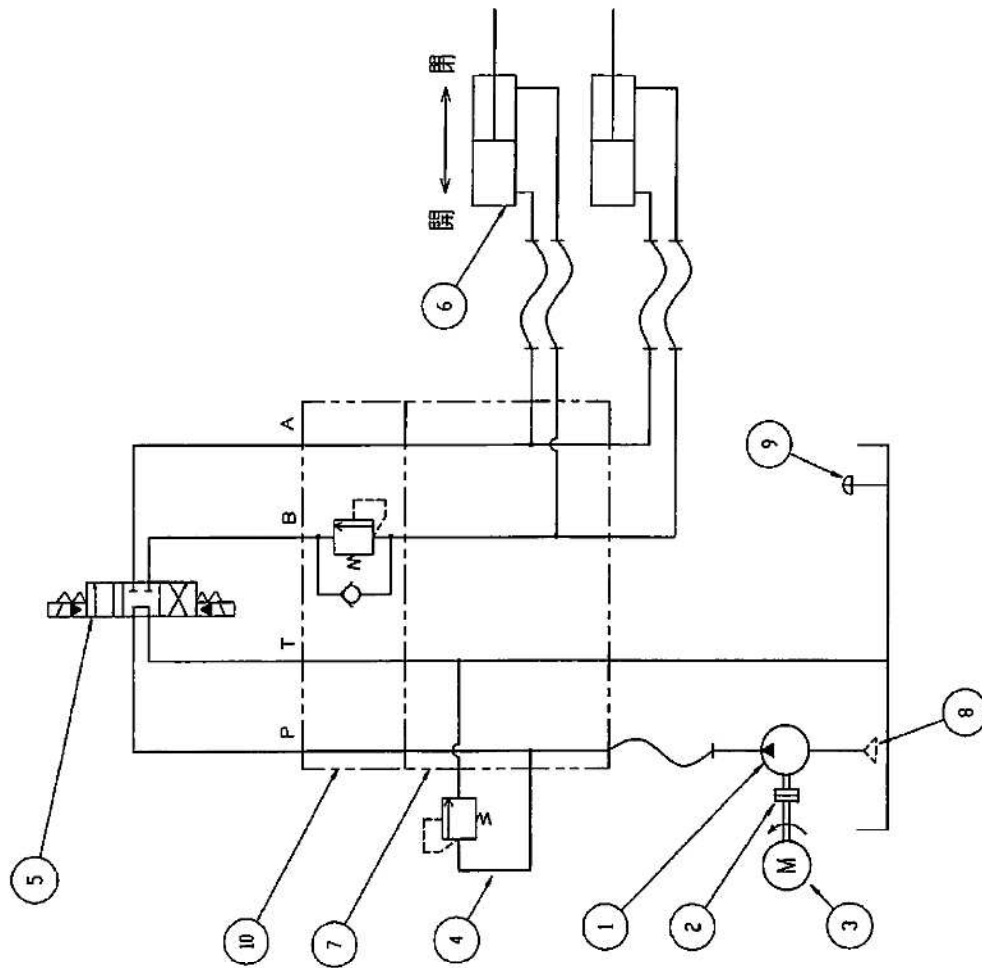
横行装置組立図

油圧バケット組立図



形式	GF-1000	仕様	50Hz 10.5sec 用	50Hz 10.5sec 用
容量	10.0m³	電動機	15kW×4P (全閉外閉用)	15kW×4P (全閉外閉用)
用途	400 並	主電源	3φ AC 440V	3φ AC 440V
自重	5.0t (吊り重含む)	操作電源	1φ AC 100V	1φ AC 100V

注記
1. リリーフバルブセット圧力は、9.8MPaにする。

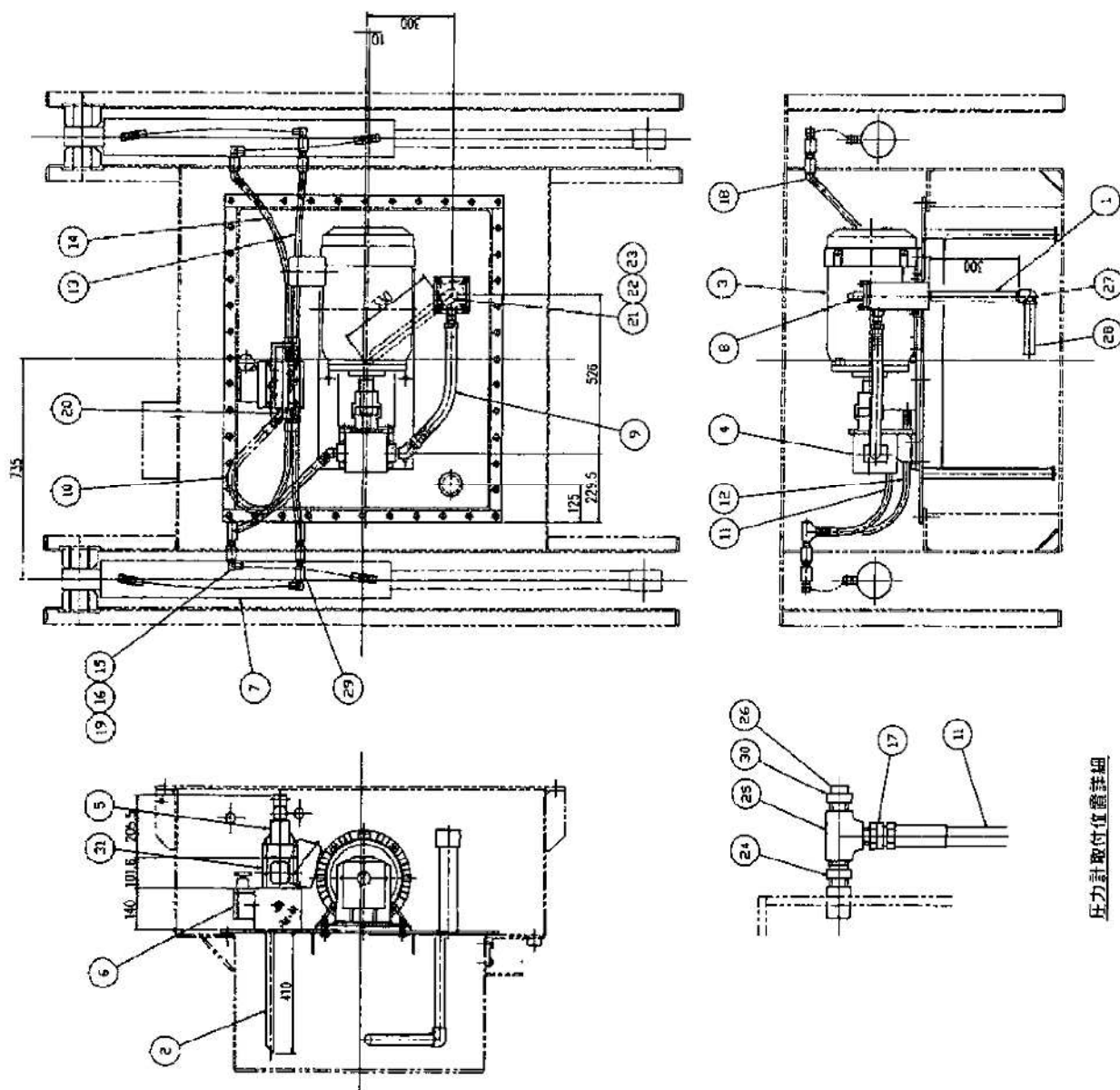


品番	名	体	材質	数量	重量	備考
1	ポンプ	山久	三波電機	1		SF-JR 15kW 4P
2	フレックシブルカップリング			1		ROTEX-42
3	モーター	アイ・イー		1		PC4
4	リリーフバルブ		NACHI	1		R-006-3-20
5	ソレノイドバルブ		NACHI	1		DS-605-CY-AR-C1-21
6	油圧シリンダー		天満電機	2		φ100×φ60×730st
7	マニホールド		SS400	1		
8	バックチェックバルブ		増田	1		MSY-08
9	注油口用エアーリリーフ		増田	1		MSA-C50T-V10-F-636
10	カウンタースタンス弁		徳興	1		HB3H-B-D5K-06

タンク容量：420ℓ

油圧バケット 油圧配管図

圧力計取付位置詳細

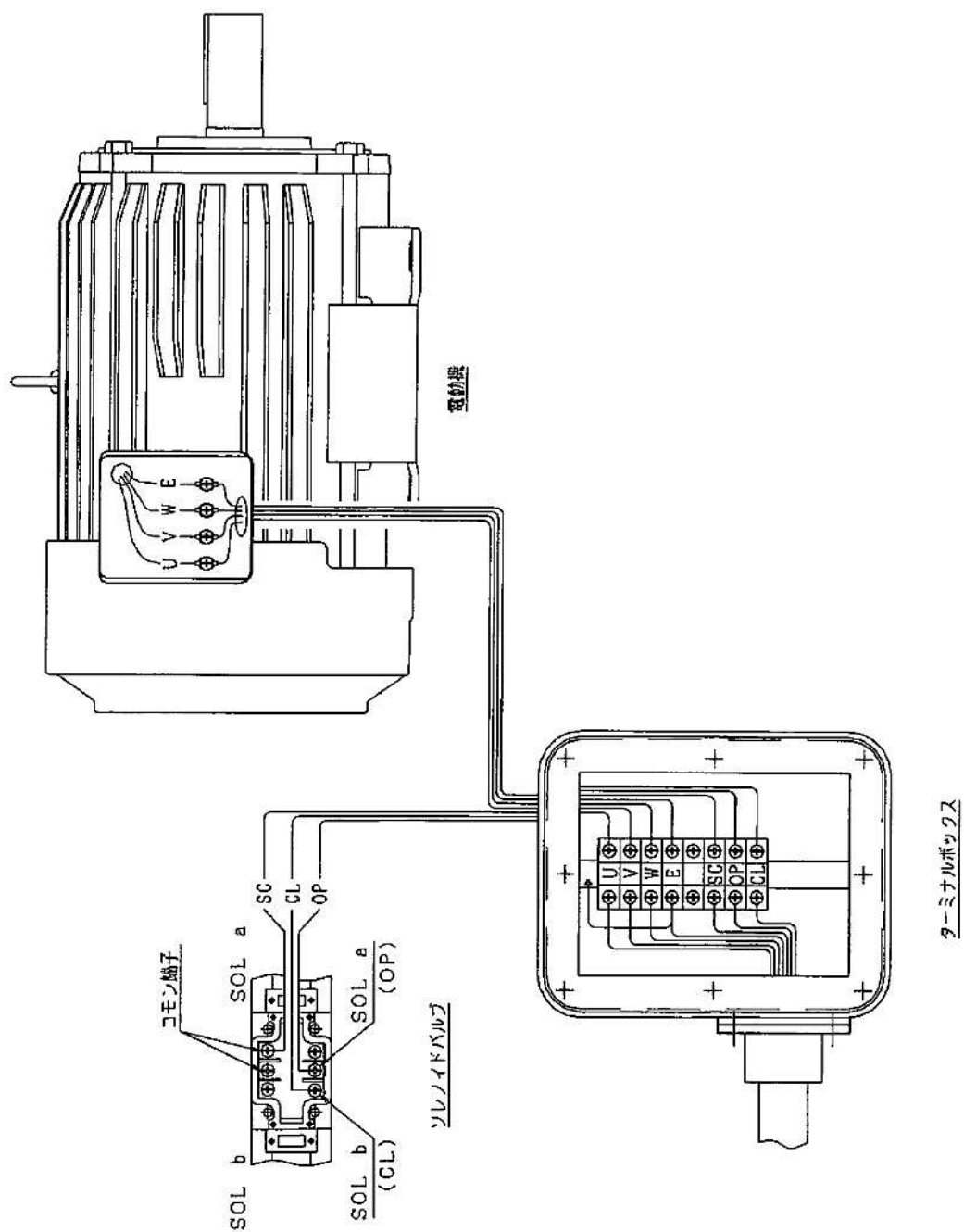


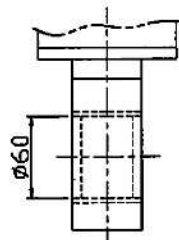
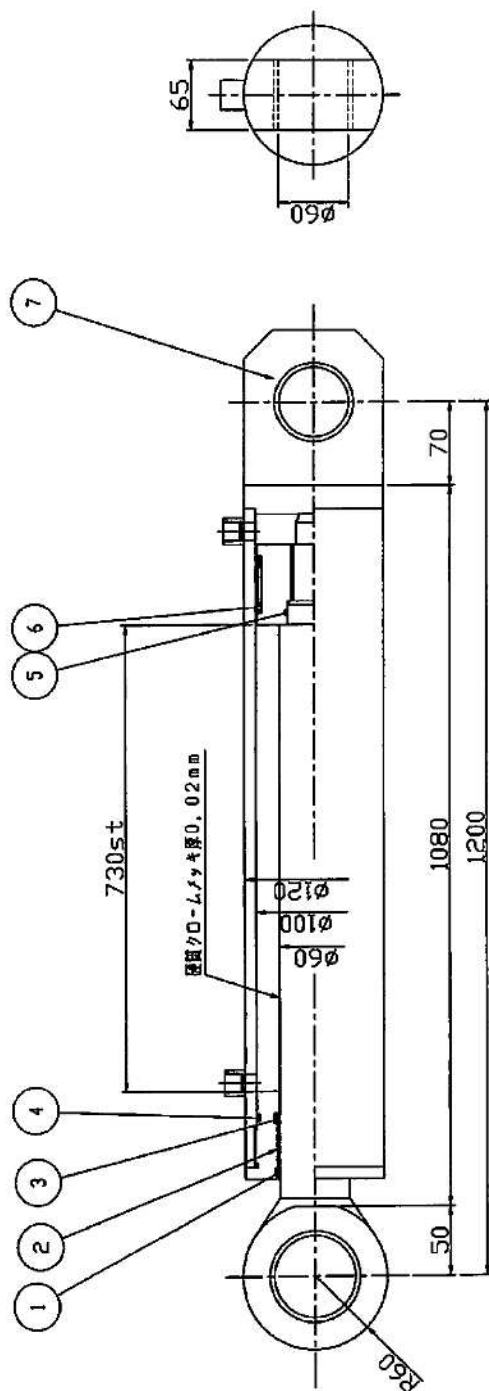
T.V=315.8kg

品番	名	材	寸法	数量	備
1	ポンプ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
2	圧力計	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
3	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
4	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
5	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
6	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
7	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
8	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
9	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
10	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
11	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
12	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
13	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
14	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
15	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
16	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
17	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
18	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
19	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
20	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
21	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
22	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
23	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
24	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
25	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
26	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
27	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
28	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
29	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	
30	シリンダ	鉄	11.5 180M-B-03K-06	1	

注記
1. 本図書は、1/5分

バケット内配線図



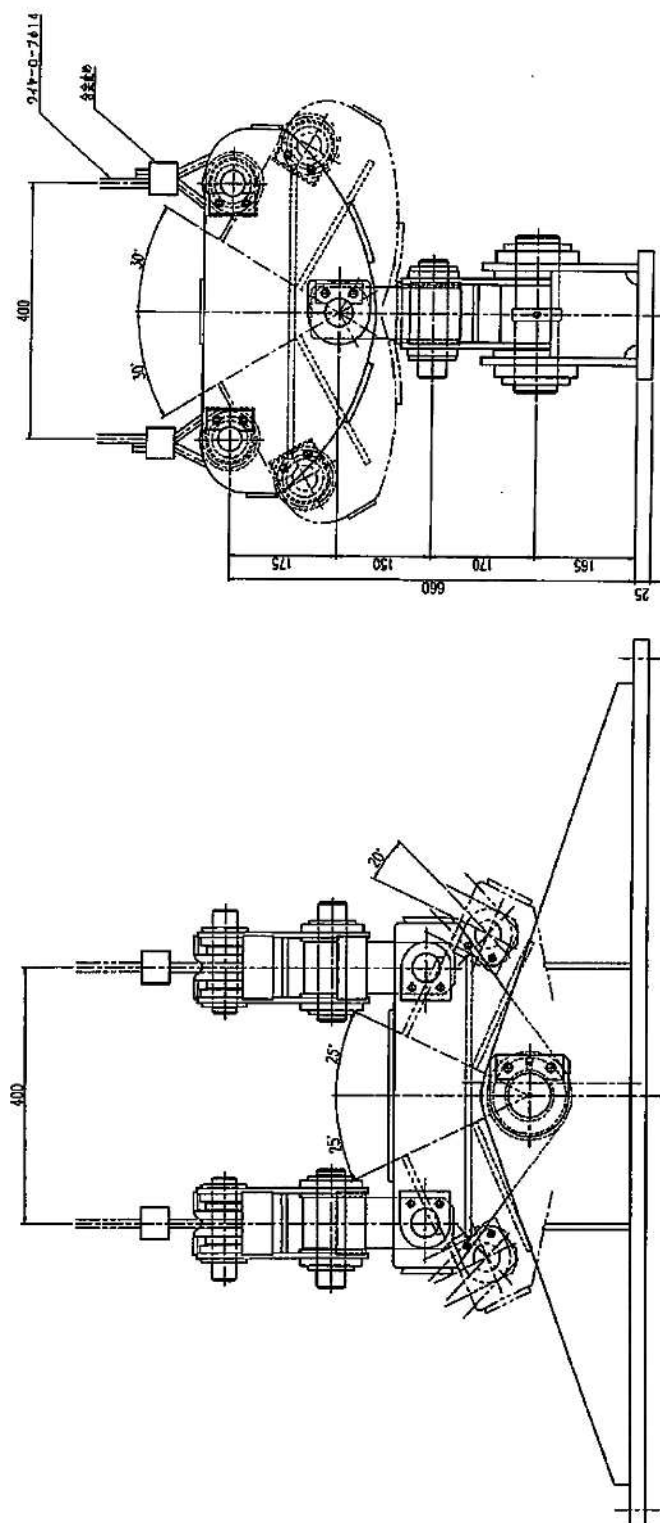


品番	名称	材質	数量	単位	備考
7	ピストン	THK	2	-	
6	ピストンパッキン	ウレタン	2	-	
5	リング	ニハギ	1	-	
4	リング	ニハギ	1	-	
3	ロッドパッキン	ウレタン	1	-	
2	ブロンズ層	ウレタン	1	-	
1	ガスケット	ウレタン	1	-	

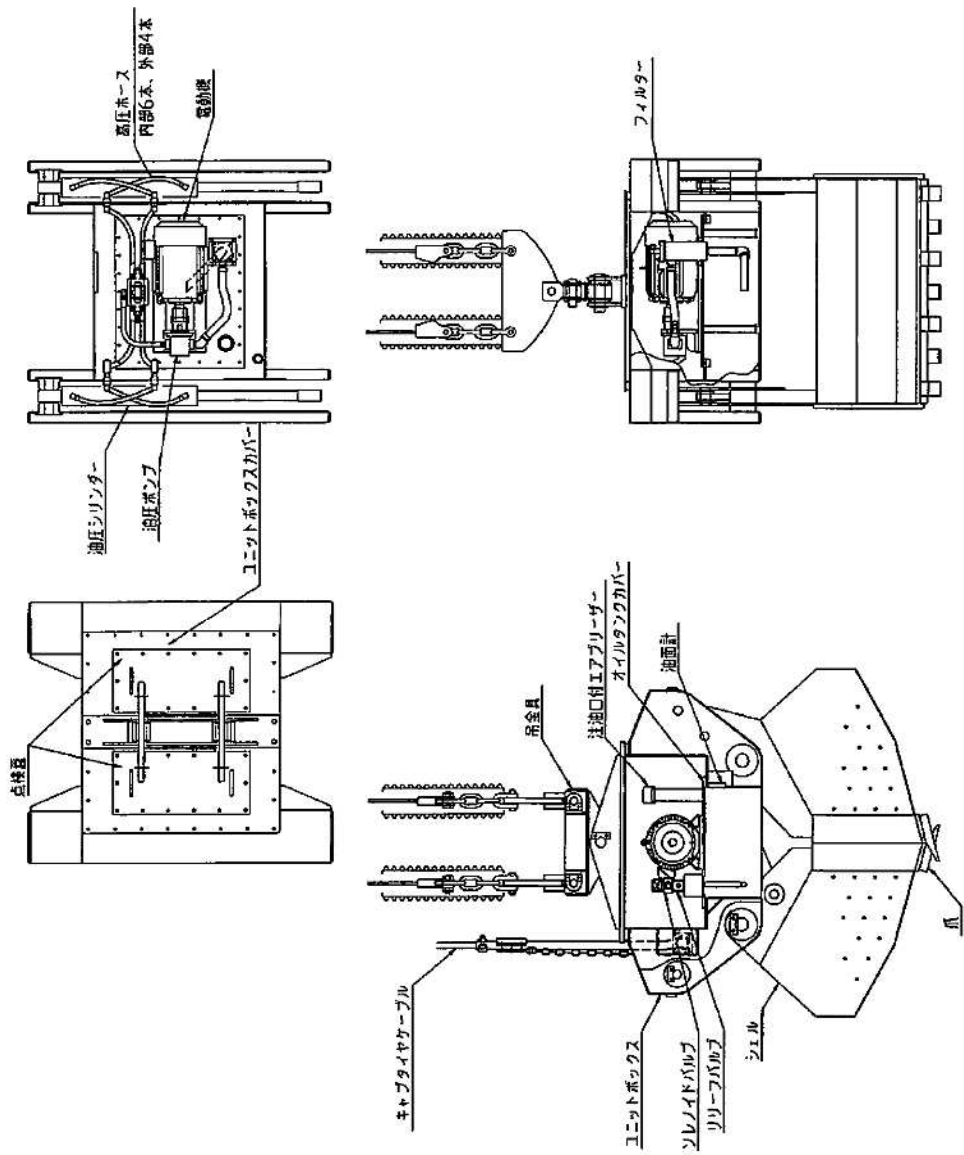
シリンダ-内径	100mm
ロッド径	60mm
ストローク	730mm
最高使用圧力	11.77Mpa(120kg/cm ²)
耐圧力	20.6Mpa(210kg/cm ²)

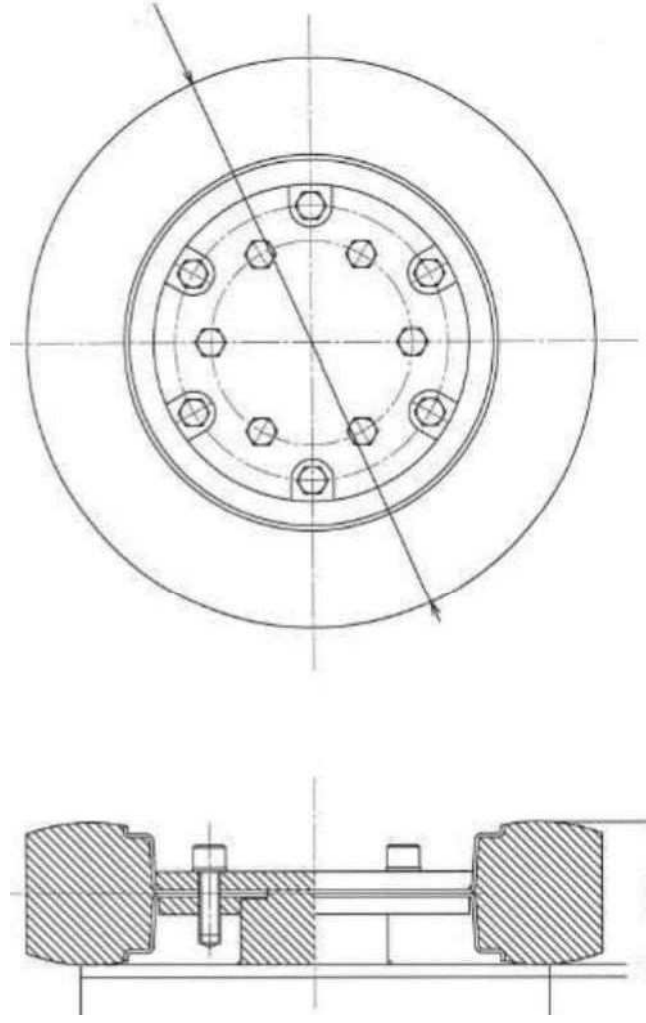
油圧シリンダ

吊金具組立図



バケット各部名称図





参考図
コーナータイヤ取付見取図



(様式 1)

現場代理人、安全管理者 通知書・変更通知書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり現場代理人、安全管理者を決定・変更したので、経歴書を添えて通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

現 場 代 理 人

安 全 管 理 者

(様式2)

現場代理人、安全管理者 経歴書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

氏 名

住 所

生 年 月 日

年 月 日

学 歴

年 月

卒業

資 格

職歴・業務履歴

体 制 表

委託業務等名

TEL :	
2 4 時 間 受 付 TEL :	営 業 関 係 担 当 : TEL :
	現 場 代 理 人 TEL :
	サービスセンター TEL :

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 委託業務等名

2 再委託の内容

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

(5) 再委託予定金額 (税込み又は税抜きを明記すること)

(様式6)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委 託 業 務 等 名

履 行 場 所

履 行 期 間

委 託 料

完 了 年 月 日

請求書

(様式 7)

請求書番号

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日

年

月

日

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金 額	備 考

- [消費税率が通常と異なる場合]
- ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用
- ☐ 経過措置により旧税率適用
- ☐ 軽減税率適用

税 抜 き 合 計		←端数処理前
税込み請求金額		←1円未満切捨て

※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座	☐ 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。															
	☐ 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。															
	☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。															
	金融機関名				店舗名				預金種目				口座番号			
									☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他							
	口座名義(フリガナ)															
	口座名義(漢字等)															

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。